

グラフ 1 から読み取れる特色は、様々にあるが、ここでは次の 2 つを指摘したい。

第一に、日中の時間帯にかかわらず、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」や「休養・くつろぎ」をしている人達が一定層、存在していることである。

「仕事」「その他・社会活動」の人数が増えてくる午前 10 時～午前 11 時の時間帯でも、約 1 割（12～13 人）のんびとが、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」を、約 7%（8～9 人）が「休養・くつろぎ」をしている。

このことは、調査対象者の属性が、所得を伴う仕事をしていない人が約半数（44.2%）ということから、ある程度、説明ができよう。

第二に、「仕事」をしている人も、短時間の仕事をしている人が多いことである。典型的な終業時間として、いわゆる「9 時～5 時」があるが、グラフ 1 で「仕事」の山をみると、最も高くなっているのは、午前 10 時であり（47 人）、午後 9 時よりも 10 人以上増加している（33 人）。「仕事」では、午後 10 時以降お昼前までが 47 人となっており、午後 2 時 15 分に 40 人にもどってはいるが、午後 3 時からまた減り始め、午後 4 時では 28 人、午後 23 人となっている。「その他・社会活動」の線も、「仕事」よりも時間帯が遅い方向にずれてはいるが、ほぼ、同様に傾向が認められる。

もちろん、この人数は、全体の集計であるという留保はある。しかし、この結果から、障害者の場合、「仕事」をしていても、いわゆる「9 時～5 時」といった勤務携帯ではなく、「10 時～4 時」であったり、あるいは、午前中だけであったり、といった、短時間労働になりがちであるといえるだろう。

## 2) 日中活動の生活パターンの背景

この結果は、筆者が勤務している、特定非営利活動法人自立生活センター新潟での障害当事者の勤務状況や、他の自立生活センターでの状況、また、多くの作業所の通所・作業時間の設定とも共通している。筆者の勤務先でも、健常者職員は、職務によって短時間のものもいるが、午前 9 時から午後 6 時及び、午前 8 時から午後 5 時の早番あるいは午前 11 時から午後 8 時の遅番のシフトと、基本的に 1 日 8 時間（休憩 1 時間を含む）の勤務体制であるのに対し、障害当事者の勤務体制は、それぞれに応じて定めており、一例としては、週 4 日勤務、午前 10 時から午後 4 時、となっている。

また、多くの作業所では、作業開始が 10 時頃、作業終了が 3 時～4 時と設定されている。

このように、障害当事者の勤務時間が短く設定されているのは、端的には 2 つの理由がある。1 つは、疲れやすい等の障害特性から、長時間勤務に無理があることである。もう一つは、いわば「健常者」側の都合に拘束されるからである。それは、一つには、障害当事者一人一人に介助者がつかなければ、職場あるいは作業所の職員で介助等に当たるため、障害当事者が職場あるいは作業所にいる時間帯よりも、健常者職員の勤務時間を長くしなければならなくなるという、職場あるいは作業所の「都合」の側面がある。もう一つの側面としては、ヘルパー派遣の時間の都合や、家族の都合によって、遅めに出勤する、あるいは早めに退社する、ということになりやすいという、介助あるいは家

族の都合という側面である。

この調査においても、全体的には、同様の傾向が認められた。現段階では、調査初年度であるため、他の調査項目・変数との関連を詳しく検討するにいたっていないが、日中生活のパターンについての検討を、次年度以降の課題としたい。

## 5. 研究の政策的含意

障害福祉計画策定と、自立支援システムの2つの側面について、ここでの調査結果の考察から示唆されることを、以下に述べる。

### 1) 障害福祉計画策定への示唆

障害者基本法において、政府と都道府県に対して、障害者計画の策定が義務付けられたのに続き、障害者自立支援法においては、市町村においても障害福祉計画の策定が求められている。市町村障害福祉計画においては、各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み、そして、必要な見込量の確保のための方策を定めることとされている（第88条）。すなわち、法律の条文において、数値目標（見込）とその確保についての計画を、市町村レベルで策定することが求められている。

このような現状に対して、本稿で得られた支援費（居宅サービス）の給付状況の結果からの政策的含意を、数値目標を設置する際の調査設計について述べたい。

それは、本「障害者生活実態調査」でも行ったような、行政区としての市を単位とした、幅広い実態調査と合わせて、フォーカスグループ—例えば、実際に既に居宅サービスを多く利用している人々—への調査やヒアリングを丁寧に行い、そのフォーカスグループのおかれた状況の要因や背景を検討することが、必要であるという点である。

おそらく、老人保健福祉計画が義務付けられた時のように、該当自治体での障害者に対する大規模アンケート調査から、ニーズ推計を行う市町村も出てくるであろう。

しかしながら、本稿でみたように、支援費（居宅サービス）の給付状況は、行政区としての市を単位としたグループAと、そもそもサービス利用が多いことが予想されたグループBでは、その給付状況が著しく異なっていた。

このことを踏まえると、「広く浅く」という性質をもつ大規模アンケート調査からのニーズ推計では、数値目標が、真に必要なとされている量よりも低く設定される危険性がある。

他方、サービス利用が多い層のみに着目し、そこから数値目標を設定すると、短期的には、過大な目標値になる可能性がある。

なお、支援費制度が発足した直後に、法案の提出があった障害者自立支援法の背景として、予想以上の支援費給付の伸び（ニーズ爆発）があった。確かに、従来の措置制度に比べ、利用しやすくなった支援費制度のもとで、制度利用が急激に伸びたという事実はあろうが、だからといって、制度利用が青天井になるかどうかは、慎重に判断する必

要があったのではないか。本調査のグループAとグループBの支援費（居宅サービス）の給付状況の差をみても、現状においては、サービス利用については多寡があり、そのこと自体にも課題があるとはいえ、少なくとも、ニーズ“爆発”といった事態は、長期にわたって続かなかったであろう。

さて、市町村においては、数値目標も含めた障害福祉計画の策定の経験は、独自の取り組みがあった自治体を除けば、初めての経験である。そういった意味でも、当該自治体に居住する障害者に対して、広く意向調査などを行う意義は、一定程度あるであろう。しかし、それだけでは不十分であり、数値目標を設定する事業を実際に利用している障害者に焦点を当てたヒアリングや、各市町村が保有しているはずの2年間の蓄積がある支援費制度の実施状況の分析と合わせることで、より実態に即した数値目標を設定することが可能になると思われる。

平成18年2月9日に示された「障害福祉サービスの基盤整備について～障害福祉計画の「基本指針」～」では、「障害福祉サービスの見込量の算定について」の中で、訪問系サービスについては、次のように指示されている。すなわち、「現在のホームヘルプサービス利用者数を基礎として、支援費制度以降の利用者数の伸び、退院可能精神障害者を含め新たにサービス利用が見込まれる者の数を勘案して見込んだ数に、障害者のニーズ等を踏まえて見込んだ一人当たり利用量を乗じた量とする」。

したがって、サービス利用者数の見込数もさることながら、一人当たりの利用量をどう算出するかは、数値目標に極めて大きな影響を与えるのであり、この算出方法に、各市町村の障害福祉計画への取り組み姿勢が問われているといえよう。

## 2) 自立支援システムへの示唆

まだ不十分な面があるにせよ、座敷牢のごとく、自宅から外に出してもらえない障害者の話しがめずらしくなかった時代からみれば、障害者福祉施策は、少しずつ前進してきた。

とはいえ、本稿でみた生活時間調査の結果でも、まだまだ、外に出ていない層が一定程度存在する。そして、仕事や社会活動をしていても、その時間帯が、健常者の日常生活よりも、限定されていることが示唆された。

この結果を踏まえ、自立支援システムの観点から、個別支援、いわば個別のケアマネジメントについてと、就労との関連についての2点を述べたい。

### ①ケアマネジメント

まず、個別支援、ケアマネジメントの側面からである。日中活動の時間や日数が限られてしまうのは、果たして、障害当事者本人の希望なのかどうか、問う必要があるだろう。もちろん、障害特性によって、長時間の活動が制限されることもありうるので、健常者並みに働くあるいは活動することのみ価値を置く必要はない。しかし、本人には、働き、活動する意欲と状況があるにもかかわらず、その状況を整備できていないとしたら、

それは、支える側の課題である。ノーマライゼーションの理念は、障害があってもなくても、その社会での通常の生活を送ること、というのが、その理念の素朴な出発点である。また、社会の完全な成員としての資格が市民権であるとするれば、本人が希望する限りにおいて、部分的な参加ではなく、より完全な参加が望ましいといえよう。

そういった自立支援には、個別の対応では難しく、支える側の勤務シフトを見直すなど、組織的・システム的な対応が必要となることもあろう。

障害者自立支援法では、「相談支援事業」が第5条第17項で示され、また、市町村の地域生活支援事業が規定されている（第77条）。これがいわゆる、ケアマネジメントであり、これらの相談支援事業や地域生活支援事業については、賛否両論あるところであるが、個別対応では難しい課題を、地域生活支援としての取り組みに結びつけることを内包したシステムが、地域において構築されるのであれば、ケアマネジメントも重要な位置づけとして生きてくるであろう。

## ②就労

次に、就労の側面にもふれたい。

障害者自立支援法においては、より、就労支援へ施策の力点をシフトしている。上述のように、社会への参加ということからいえば、就労は大きな意味がある。

しかしながら、現状をみると、働きたくても働けない障害者は多いのである。本「障害者生活実態調査」の生活時間調査の結果からみても、所得を伴った就労をしている場合であっても、短時間労働になる傾向がある。こういった状況の中で、就労を前提としたかのような、制度利用の自己負担の導入は、時期相応という批判を免れないのではないか。

障害者自立支援法における、就労支援に着目した施設体系の整備も確かに重要であるが、他方、個々の具体的な就労状況や、就労への促進要因及び阻害要因の検討が不可欠である。

本稿では十分に検討できなかったが、本「障害者生活実態調査」では、生活時間の他、世帯状況、所得を含めた収入と支出、支援費の給付状況といった、基礎項目を広く扱っているため、就労に関しても、政策的含意を得ることが、十分、期待できる。

### <注>

- 1) T.H.マーシャル／トム・ボットモア著（岩崎信彦／中村健吾、訳）、1992=1993、『シティズンシップと社会的階級 近現代を総括するマニフェスト』、法律文化社。
- 2) 例えば、圓山里子、2001年10月21日、「介助サービスにおける利用者の自己管理の範囲と支援組織の役割について～「自薦登録ヘルパー等についてのアンケート」の結果から～」、日本社会福祉学会（学会報告）

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

分担研究報告書

「障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究」

障害者世帯の家計構造：収入と支出を中心に

研究協力者 土屋 葉（日本学術振興会 特別研究員）

#### 研究要旨

本報告では、「障害者生活実態調査」のうちの「基礎調査票 2」を中心的にとりあげ、障害者世帯の収入と支出構造について分析を行った。

この調査により、障害者世帯の収入、支出構造について詳細なデータを得ることができた。本人所得にかんしては、障害別に明らかな差がみられた。とくに単身世帯の知的障害者、精神障害者は低所得におかれており、後者で生活保護受給率が高いことが明らかになった。また雇用者所得を得ていたとしても、収入総額が高くなるわけではなく、就労が生活の安定に必ずしも寄与していないことが明らかになった。世帯支出では障害ゆえに必要な支出の存在が浮き彫りにされた。今後は、これらについて障害別、生活形態別に詳細に分析を行っていくことが必要である。

今後の課題として、世帯支出の内訳を詳細に分析すること、一般の家計調査との比較分析を行うことが挙げられる。最終的には、障害者の地域での生活を支えるための制度設計を行うことを目的とするが、さらに詳しい基礎的データを積み重ねることが必要である。

#### A. 研究目的

経済的な面から障害者や障害者世帯の実態を把握する研究は多くはない。そこで本稿では、「障害者生活実態調査」のうちの「基礎調査票 2」を中心的にとりあげ、障害者世帯の収入と支出構造について分析を行うことを目的とする。本稿で行った分析は、障害者の地域での生活を支えるための制度設計を考える際の、基礎的データとなることが期待される。

#### B. 研究方法

東京都内のある自治体の協力を得て、質問紙調査「障害者生活実態調査」を委託で行った。また、追加調査として、障害をもつ当事者組織のNPO（特定非営利活動法人 DPI 日本会議）

の協力を得て同様の調査を行った。

（倫理面への配慮）

調査を実施する際には、該当自治体の個人情報保護条例に抵触しない旨の確認を行い、データを入手した。さらに対象者に対しては、調査への協力は個人の自由選択であることを文書で伝え、調査協力を承諾した対象者のみを調査した。また調査票に基づくデータは、個人が特定できないように番号で管理されている。

#### C. 研究成果と考察

障害をもつ本人の所得と、障害者をメンバーに含む世帯所得にわけて分析を行った。とくに単身世帯では収入を年金に頼っており、年金を

受給していない人は生活保護に依存している状況がみえてきた。単身世帯では生活保護受給率も高い。また雇用者所得を得ている人たちも収入総額が格段に増えるわけではなく、就労が生活の安定に必ずしも寄与していないことが明らかになった。

家族成員とともに暮らす障害者は比較的安定した収入を得ている。しかし定住家族において親が高齢化して収入が減ると、世帯収入も不安定になる傾向がみられた。

#### D. 結論

この調査により、障害者世帯の収入、支出構造について詳細なデータを得ることができた。また、他の社会保障制度との組み合わせなどの詳細について知ることができた点において、本調査の意義は強調してもよい。さらに、今後の課題として、世帯支出の内訳を詳細に分析すること、一般の家計調査との比較分析を行うことが挙げられる。継続した考察が必要である。

#### E. 研究の政策的含意

本稿で行った分析は、障害者の地域での生活を支えるための制度設計を考える際の、基礎的データとなることが期待される。

ひとまずは、明らかに低所得におかれている障害者について、早急に対策を講じる必要があると思われる。また、障害種別、障害程度、世帯構造により、必要とされる保障の内容は異なっていることが予想される。さらに分析を続け、これらを考慮した上での、住宅保障や介助保障など複数の制度を組み合わせた所得保障制度づくりを推進していくことが重要になると思われる。

#### F. 研究発表

なし

#### G. 知的所有件の取得状況

なし

## 障害者世帯の家計構造：収入と支出を中心に

土屋 葉

### 1. はじめに

近年、障害をもつ人が単独で、あるいは家族とともに地域で暮らすことはあたりまえのことになりつつある。しかし、経済的な面から障害者や障害者世帯の実態を把握する研究は多くはない。収入・支出構造など家計の実態に関する研究蓄積も、他の領域に比較して不十分である感は否めない。

障害者の「所得」に関する先行研究としては栃本（2003）がほぼ唯一のものであるといわれてよい。栃本は、「障害者の抱える諸課題を社会保障の観点からとらえなおすと、実態把握が十分でない」（：1）と指摘している。制度改変がすすめられる現在、障害はもちろん障害者をふくむ世帯の家計支出、すなわち、どの家族成員がどこからどの程度の金額の収入を得ており、どの項目にどの程度の支出があるのか。また、障害者世帯であるゆえの通常の世帯と比較した際の、突出した支出項目の有無などの実態を把握する必要がある。

本稿では、「障害者生活実態調査」のうち「基礎調査票 2」を中心的にとりあげ、障害者世帯の収入と支出構造について分析を行うことを目的とする。本稿で行った分析は、障害者の地域での生活を支えるための制度設計を考える際の、基礎的データとなることが期待される。

### 2. 障害をもつ人の所得

#### (1) 本人所得の概要

世帯全員について平成 16 年 1 年間についての所得額を「万円」の単位で対象者（障害をもつ当事者、対象者が記入困難の場合は代理人）に記入してもらった。項目は以下のとおり。「雇用者所得」、「公的年金（障害年金）」、「社会保障給付金」、「公的年金（障害年金以外）」、「雇用保険」、「生活保護」、「手当（障害に関係して）」、「手当（障害以外）」、「仕送り」、「企業年金・個人年金等」、「その他の所得」。

まず、障害をもつ本人の所得についてみていく。本人所得の平均は 243.8 万円と決して高くはない。内訳として、「雇用者所得」が 119.8 万円と大きな位置を占め、ついで「公的年金（障害年金）」55.0 万円、「生活保護」21.9 万円とつづく。

ただし、「一人暮らし（単独世帯、グループホームを含む）」と、「同居者あり」別にみると、その差異が浮き彫りにされる。所得の合計は「一人暮らし」が 231.6 万円、「同居者あり」が 250.0 万円と大きな違いはないが、「同居者あり」は「雇用者所得」から得ている金額が 143.7 万円と「一人暮らし」の 75.6 万円に比べて多く、逆に「一人暮らし」に多いのは、「公的年金（障害）」と、「生活保護」であり、それぞれ「同居者あり」の 46.7 万円に対して 64.0 万円に、8.3 万円に対して 47.3 万円と、とくに後者の差が顕著である。

(表1 所得内訳)

(単位は万円)

	全世帯平均	一人暮らし平均	同居者あり平均
雇用者所得	119.8	75.6	143.7
公的年金(障害年金)	55.0	64.0	49.7
公的年金(障害以外)	12.9	5.5	17.1
雇用保険	0.48	0.0	0.8
生活保護	21.9	47.3	8.3
手当(障害)	19.8	26.2	16.3
手当(障害以外)	2.0	0.5	2.9
仕送り	2.0	5.7	0.0
企業年金・個人年金	1.2	0.0	1.9
その他の所得	8.7	6.9	9.6
合計	243.8	231.6	250.0

## (2) 本人所得内訳

先のデータは、給与や年金を得ていない対象者も含めた平均値だったが、もう少し具体的にそれぞれの受給(取得)率と、取得している人のなかでの平均額をみていく。

それぞれの項目の受給率は50%に満たないが、多いものから順に「公的年金(障害年金)」48.1%、「手当(障害に係る)」48.1%、「雇用者所得」41.9%となっている。「生活保護」受給者が14.7%と高い数値であること、また平均額も138.0万円と高くなっていることは、注目すべき点だろう。

(表2 所得平均額)

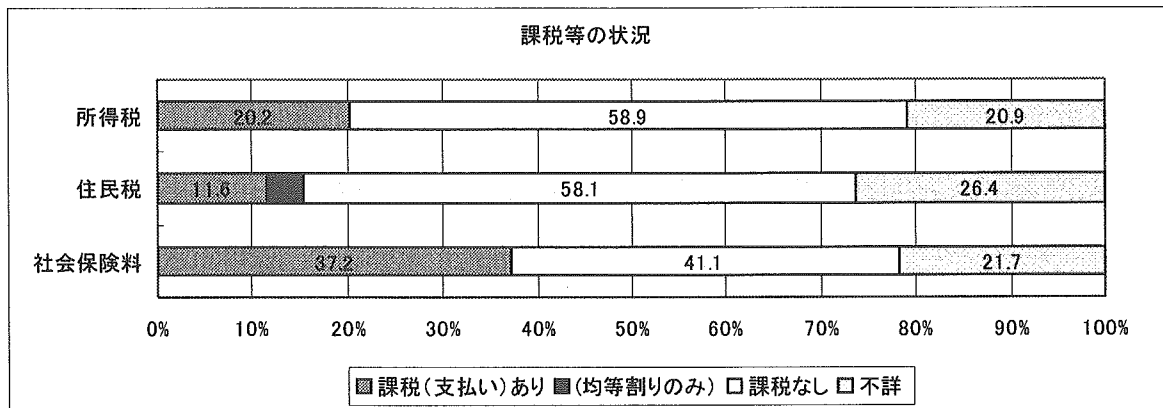
	受給率(%)	平均額(万円)
雇用者所得	41.9	215.6
公的年金(障害年金)	48.1	108.0
手当(障害に係る)	48.1	38.7
生活保護	14.7	138.0
公的年金(障害年金以外)	12.4	98.6
仕送り	6.2	30.6
手当(障害以外)	3.9	48.8
企業年金・個人年金	3.9	29.0
雇用保険	0.8	57.0
その他の所得	10.9	74.8

## (3) 課税等の状況

所得税に関しては20.2%、住民税に関しては11.6%(均等割りのみが3.9%)が「課税あり」、社会保険料に関しては37.2%が「支払いあり」と回答している。



(図1 課税等の状況)

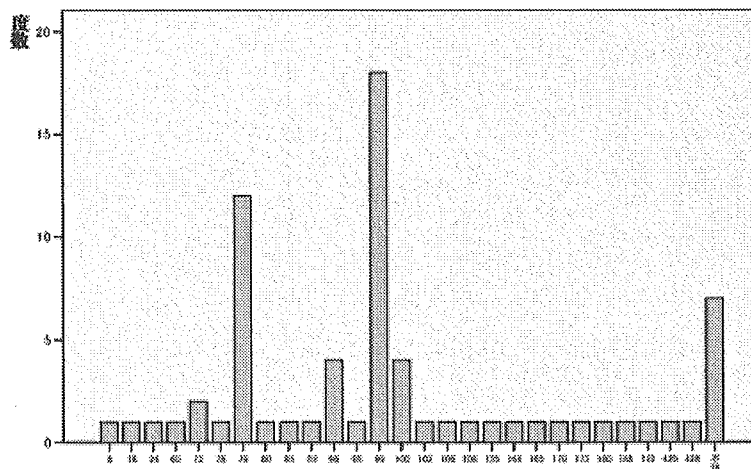


(4) 公的年金（障害年金）受給の状況

以下ではもっとも受給する人が多い「公的年金（障害年金）」について詳しくみていく。全体の受給額についてみると、「80万円未満」が26.1%、「80万円から99万円未満」が39.1%と「100万円未満」までが65.2%と、多数を占める。

成人前に障害をもった人と知的障害者の多くは、障害基礎年金を受給していると思われる。障害基礎年金額は1級が年額993,120円、2級が794,496円であるため、80万円未満で一つの山、100万円未満で一つの山ができています。成人後に障害をもつ身体障害、精神障害者は、障害厚生年金を受給していることも予測されるが、本調査の結果からは100万円以上の年金を受給している人は多くはないことがわかる。

(図2 公的年金（障害年金）受給の状況)



本人の年齢別、性別ではとくに顕著な差は見出せなかったが、障害別（身体障害、知的障害、精神障害、重複障害）では有意差がみられた。身体障害者は「受給していない」割合が高いが、それをのぞくと「100万円～199万円」、「200万円以上」と回答するものが

多く、比較的受給額が多い。これに対して知的障害者は半数である 50.0%が「80 万円未満」、31.3%が「80 万円～99 万円」であり、「受給なし」を含めると、全員が 100 万円未満になる。また精神障害者も、「受給なし」が 50.0%と半数を占め、「80 万円未満」が 16.7%、「80 万円～99 万円」が 22.2%と、ほとんどがここの層に入る。

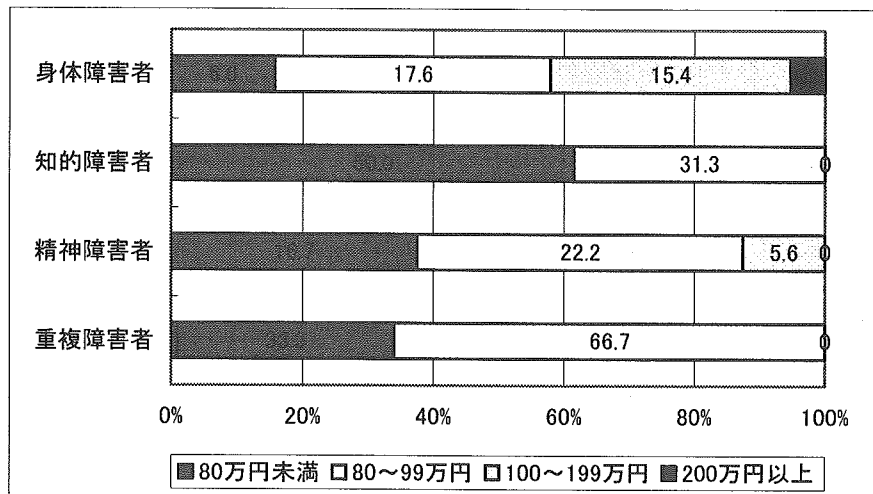
(表 3 障害種別と年金受給状況のクロス\*\*\*)

	受給なし	80 万円 未満	80～ 99 万円	100～ 199 万円	200 万円 以上	不詳	合計
身体障害者	47	6	16	14	2	6	91
	51.6	6.6	17.6	15.4	2.2	6.6	100.0
知的障害者	3	8	5	0	0	0	16
	18.8	50.0	31.3	0.0	0.0	0.0	100.0
精神障害者	9	3	4	1	0	1	18
	50.0	16.7	22.2	5.6	0.0	5.6	100.0
重複障害者	0	1	2	0	0	0	3
	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	100.0
合計	59	18	27	15	2	7	128
	46.1	14.1	21.1	11.7	1.6	5.5	100.0

P<0.01

(図 3 障害別年金受給状況)

(無回答を除く)



#### (5) 所得の組み合わせ

障害者の所得は、複数の所得が組み合わせられて成り立っていることが多い。したがって、「公的年金（障害年金）」等を単独でみるのではなく、それぞれの所得がどのような関係にあるのか、を検討することが必要である。以下では、本人収入において、受給している／得ている割合が高い「公的年金（障害年金）」を軸とし、「手当（障害に関係して）」、「生

活保護」、「公的年金（障害年金以外）」の受給と関連があるのかについてみていきたい。そのあとで、「雇用者所得」との関連についてもみていく。

・「手当（障害に関係して）」との関連

「公的年金（障害年金）」を受給している人は、「手当（障害に関係して）」も受給する割合が57.9%と、「公的年金（障害年金）」を受給しない人の45.8%に比べると高く、「公的年金（障害年金）」を受給する人は、「手当（障害に関係して）」を受給しない割合が42.1%と、「公的年金（障害年金）」を受給していない人の54.2%に比べると低い。

(表4 障害年金と手当（障害）のクロス) (無回答を除く)

		手当(障害に関係して)		合計
		受給あり	受給なし	
障害年金	受給あり	33 57.9%	24 42.1%	57 100.0%
	受給なし	27 45.8%	32 54.2%	59 100.0%
合計		60 51.7%	56 48.3%	117 100.0%

・「公的年金（障害年金以外）」との関係

「公的年金（障害年金）」を受給していない人は、「公的年金（障害以外）」を受給している割合が18.6%と、「公的年金（障害年金）」を受給している人の6.9%に比べて高い。逆に、「公的年金（障害年金）」を受給する人は、「公的年金（障害年金以外）」を受給しない割合が93.1%と、「公的年金（障害年金）」を受給しない人の81.4%よりも高い。

(表5 障害年金と公的年金のクロス) (無回答を除く)

		公的年金(障害年金以外)		合計
		受給あり	受給なし	
障害年金	受給あり	4 6.9%	54 93.1%	58 100.0%
	受給なし	11 18.6%	48 81.4%	59 100.0%
合計		15 12.8%	102 87.2%	117 100.0%

・「生活保護」との関係

「公的年金（障害年金）」を受給していない人は、「生活保護」を受給している割合が22.4%と、「公的年金（障害年金）」を受給している人の8.6%に比べると高い。逆に「公

的年金（障害年金）」を受給している人は、「生活保護」の受給の割合が 77.6%であり、「公的年金（障害年金）」を受給していない人の 91.4%と比較すると低い傾向にある。

(表 6 障害年金と生活保護のクロス) (無回答を除く)

		生活保護		合計
		受給あり	受給なし	
障害年金	受給あり	5	53	58
		8.6%	91.4%	100.0%
	受給なし	13	45	58
		22.4%	77.6%	100.0%
合計		18	98	116
		15.5%	84.5%	100.0%

・「雇用者所得」との関連

もっとも得ている人が多い、「公的年金（障害年金）」と「雇用者所得」の関連をみていこう。組み合わせとしては「公的年金（障害年金）＋雇用者所得」、「公的年金（障害年金）のみ」、「雇用者所得のみ」、「公的年金（障害年金）も雇用者所得もなし」の 4 つがあることがわかる。「公的年金（障害年金）」を受給しつつ「雇用者所得」も得ている集団が 17.6%（22 人）、「公的年金（障害年金）」のみで「雇用者所得」を得ていない集団が 30.0%（36 人）、「雇用者所得」のみで「公的年金（障害年金）」を受給していない層が 23.2%（30 人）、「公的年金（障害年金）」も「雇用者所得」も得ていない集団が 22.5%（29 人）である。

また、「公的年金（障害年金）」を受給している人は、「雇用者所得」を得ている割合が 37.9%と、「公的年金（障害年金）」を受給していない人の 50.8%に比べて低い。反対に、「公的年金（障害年金）」を受給している人は「雇用者所得」を得ていない割合が 62.1%と、「公的年金（障害年金）」を受給していない人の 49.2%に比べて高い。

(表 7 障害年金と雇用者所得のクロス) (無回答を除く)

		雇用者所得		合計
		あり	なし	
障害年金	受給あり	22	36	58
		37.9%	62.1%	100.0%
	受給なし	30	29	59
		50.8%	49.2%	100.0%
合計		52	65	117
		44.4%	55.6%	100.0%

しかし、「雇用者所得」を得ていて、かつ「公的年金（障害）」を得ていたとしても決して所得階層が高くなるわけではない。雇用所得なしで年金も受給していない層が 29 人

(22.5%) いることはすでに指摘したとおりである。さらに「公的年金（障害年金）」を得ているが額が 80 万円未満の人、100 万円未満の人とともに、雇用者所得がないか、あっても 50 万円未満の人が多し。少なくとも、「年金受給なし」の層では、61.6%、「80 万円未満」の層では 72.2%、「80 万～99 万円」の層では 70.4%が、「雇用者所得」と「公的年金（障害年金）」を合わせても年収 150 万円未満である（「雇用者所得」なしを含む）。

(表 8 雇用者所得と受給年金額のクロス)

	雇用者所	1万円～	50～	100万円～	150～	200万円～	250～	300～	400～	500～	600万円	無回答	合計
	得なし	49万円	99万円	149万円	199万円	249万円	299万円	349万円	499万円	599万円	以上		
年金受給なし	29	7	2	2	2	1	2	2	4	1	6	1	59
	49.2	11.9	3.4	3.4	3.4	1.7	3.4	3.4	6.8	1.7	10.2	1.7	100.0
80万円未満	8	5	1	1	0	0	1	0	0	0	0	2	18
	44.4	27.8	5.6	5.6	0.0	0.0	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	100.0
80～99万円	15	4	2	1	0	1	1	0	0	0	1	2	27
	55.6	14.8	7.4	3.7	0.0	3.7	3.7	0.0	0.0	0.0	3.7	7.4	100.0
100～199万円	11	0	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	15
	73.3	0.0	0.0	0.0	6.7	13.3	0.0	0.0	6.7	0.0	0.0	0.0	100.0
200万円以上	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0
不詳	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	4	7
	14.3	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	57.1	100.0
合計	66	16	6	4	3	4	5	2	5	1	7	9	128
	51.6	12.5	4.7	3.1	2.3	3.1	3.9	1.6	3.9	0.8	5.5	7.0	100.0

### 3. 世帯収入、支出に関する分析

#### (1) 世帯収入と本人所得

「同居者あり」（2人以上世帯）と「一人暮らし」（単独世帯、グループホーム居住者を含む）にわけてみると、「同居者あり」の世帯所得は「一人暮らし」の所得の約 2.6 倍となっており、著しい差があることが明らかである。しかし、本人所得の総額に関してはそれほど差はない。

(表 9 世帯所得と本人所得)

	一人暮らし	同居者あり
世帯所得	231.6 万円	600.8 万円
本人所得	231.6 万円	250.0 万円

## (2) 世帯分類について

世帯分類と世帯の特徴について触れておこう。

「単身世帯（一人世帯）」、障害者が配偶者や子どもと暮らす「生殖家族」、障害者が親やきょうだいと暮らす「定位家族」、「その他世帯」、「グループホーム」に分類した。障害別にみても、それぞれの居住形態の違いが見えてくる。身体障害者に「生殖家族」がやや多い。また知的障害者の半数（50.0%）は「定位家族」で暮らし、さらに43.8%は「グループホーム」に居住しており、単身世帯はいない。精神障害者の6割を超える人（61.1%）は「単身世帯」である。

(表10 障害種別と世帯類型のクロス表) \*\*\*

(無回答を除く)

	世帯類型					合計
	単身世帯	生殖家族	定位家族	その他世帯	GH	
身体障害者	25 27.5%	42 46.2%	18 19.8%	4 4.4%	2 2.2%	91 100.0%
知的障害者	0 .0%	0 .0%	8 50.0%	1 6.3%	7 43.8%	16 100.0%
精神障害者	11 61.1%	2 11.1%	4 22.2%	0 .0%	1 5.6%	18 100.0%
重複障害者	0 .0%	0 .0%	3 100.0%	0 .0%	0 .0%	3 100.0%
不詳	0 .0%	1 100.0%	0 .0%	0 .0%	0 .0%	1 100.0%
合計	36 27.9%	45 34.9%	33 25.6%	5 3.9%	10 7.8%	129 100.0%

P. < 0. 01

## (3) 世帯分類別所得

世帯所得に関して、世帯分類別にみていこう。分析を試みた結果、有意な差がみられた。全体として、単身世帯、グループホームは低所得階層に偏っており、生殖家族が比較的高所得階層に偏っている。定位家族は低所得階層から高所得階層までばらつきが大きい、どちらかというが高所得階層に偏っている。少し詳しくみると、世帯所得が「200万円未満」の世帯は「グループホーム」に顕著に多く、次に「単身世帯」が多い。「200万から399万円」の世帯は「単身世帯」が多い。「400万円から599万円」ならびに「600万円から799万円」の世帯は「定位家族」が多く、「800万円から999万円」、「1000万円以上」は「生殖家族」が多い。

(表11 世帯類型と世帯所得のクロス表) \*\*\*

(無回答を除く)

	世帯所得						
	200万円 未満	200万～ 399万円	400万～ 599万円	600万～ 799万円	800万～ 999万円	1000万円 以上	合計
単身世帯	16 44.4%	16 44.4%	3 8.3%	1 2.8%	0 .0%	0 .0%	36 100.0%
生殖家族	7 15.6%	7 15.6%	8 17.8%	7 15.6%	9 20.0%	7 15.6%	45 100.0%
定位家族	4 12.1%	9 27.3%	7 21.2%	7 21.2%	2 6.1%	4 12.1%	33 100.0%
その他世帯	0 .0%	4 80.0%	0 .0%	0 .0%	0 .0%	1 20.0%	5 100.0%
グループホーム	9 90.0%	1 10.0%	0 .0%	0 .0%	0 .0%	0 .0%	10 100.0%
合計	36 27.9%	37 28.7%	18 14.0%	15 11.6%	11 8.5%	12 9.3%	129 100.0%

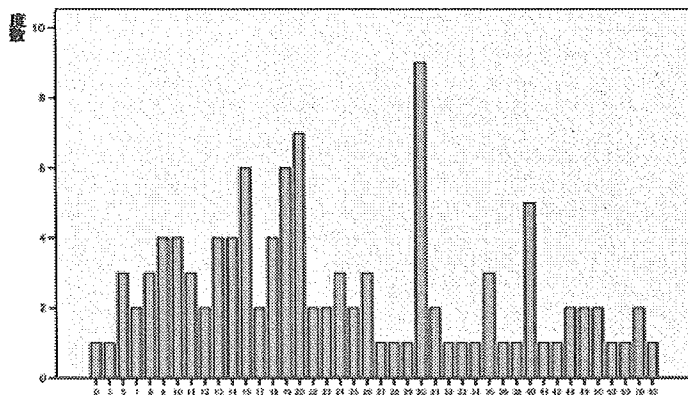
P. &lt;0.01

## (4) 世帯支出概要

次に、世帯支出についてみていく。支出は世帯ごとに、2005年10月について「 」万「 」千円の単位で記入してもらった。項目は以下のとおり。「家賃(管理費を含む)」、「ローン返済」、「食費(外食を含む飲食費)」、「交通費」、「光熱水道費」、「通信費(固定電話、携帯電話、インターネット接続料金を含む)」、「その他1～3」、「介助を受けたときの自己負担額」、「補装具購入等自己負担分(保守費用を含む)」、「保険給付対象外に必要な費用の負担額1～4」、「その他、本人の障害に関わる支出1～4」、「住宅改造費」。

世帯支出の平均額は24.4万円だった。支出総額のグラフをみると、やや25万円以下に偏っており、15万円、20万、30万円、40万円と区切りのよい数字がそれぞれ突出していることがわかる。

(図4 平成16年10月の世帯支出総額)



(表12 平成16年10月の世帯支出総額)

	度数	パーセント
～9万円	14	10.9
10万円～19万円	35	27.1
20万円～29万円	22	17.1
30万円～39万円	19	14.7
40万円～	18	14.0
無回答	21	16.3
合計	129	100.0

## (5) 世帯類型別支出

世帯類型別にみると、有意差がみられた。世帯支出が「9万円以下」には、「グループホーム」居住者が多い。「10万円から19万円」までは「単身世帯」が圧倒的に多く、ついで「定位家族」が占める。「20万円から29万円」は、「定位家族」が多い。30万円から上の層になると「生殖家族」が多くなる。

(表13 世帯類型と世帯所得のクロス表) \*\*\*

(無回答を除く)

	世帯支出層					合計
	～9万円	10～19万円	20～29万円	30～39万円	40万円～	
単身世帯	4 13.3%	18 60.0%	6 20.0%	2 6.7%	0 .0%	30 100.0%
生殖家族	2 4.9%	6 14.6%	8 19.5%	12 29.3%	13 31.7%	41 100.0%
定位家族	2 7.7%	8 30.8%	7 26.9%	4 15.4%	5 19.2%	26 100.0%
その他世帯	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 .0%	4 100.0%
グループホーム	5 71.4%	2 28.6%	0 .0%	0 .0%	0 .0%	7 100.0%
合計	14 13.0%	35 32.4%	22 20.4%	19 17.6%	18 16.7%	108 100.0%

P.&lt;0.01

## (6) 障害別世帯支出

障害別世帯支出でも有意差がみられた。身体障害者の世帯支出はやや高額に偏り、知的障害者、精神障害者の世帯支出は低額に偏る傾向がみられる。とくに、知的障害者の世帯では、58.4%、精神障害者の世帯は82.0%が20万円未満の支出の層に入る。



(表14 障害種別と世帯支出のクロス表) \*\*\*

(無回答を除く)

	世帯支出					合計
	～9万円	10～19万円	20～29万円	30～39万円	40万円～	
身体障害者	4 5.3%	23 30.3%	17 22.4%	15 19.7%	17 22.4%	76 100.0%
知的障害者	5 41.7%	2 16.7%	2 16.7%	2 16.7%	1 8.3%	12 100.0%
精神障害者	4 23.5%	10 58.8%	1 5.9%	2 11.8%	0 .0%	17 100.0%
重複障害者	1 33.3%	0 .0%	2 66.7%	0 .0%	0 .0%	3 100.0%
合計	14 13.0%	35 32.4%	22 20.4%	19 17.6%	18 16.7%	108 100.0%

P. &lt;0.01

## (7) 生活意識

17.1%の人が「大変苦しい」、29.5%の人が「やや苦しい」と回答し、あわせると46.6%と半数近くの人が経済生活の困難を感じている。

(表15 生活意識)

	度数	パーセント
大変苦しい	22	17.1
やや苦しい	38	29.5
普通	53	41.1
ややゆとりがある	12	9.3
大変ゆとりがある	1	.8
不詳	3	2.3
合計	129	100.0

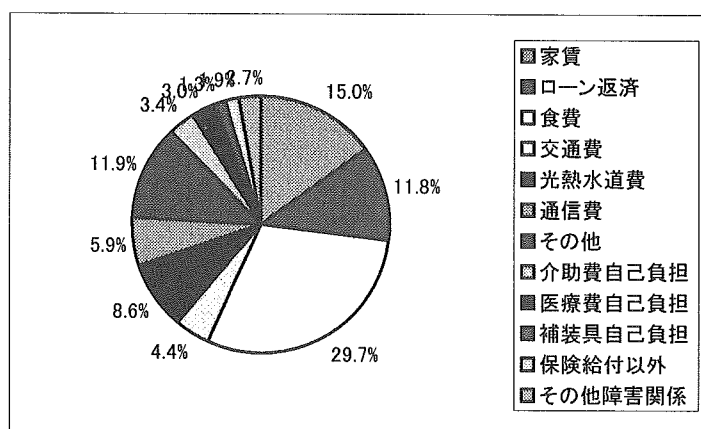
## (8) 支出内訳

日常的な出費ではない「住宅改造費」を除くと、支出項目の多い順に「食費」7万200円、「家賃」3万5千500円、「ローン返済」2万8千円、「光熱水道費」2万400円、「通信費」1万3千900円、「交通費」1万500円となっている（「その他」を除く）。障害・病気にかかわる項目としては、「介助等を受けた時の自己負担額」が8千100円、「医療費自己負担分（薬代を含む）」が7千100円、「補装具購入等自己負担分（保守費用を含む）」が3千100円、「保険給付対象外で必要な費用の負担額」は4千500円、「その他、本人の障害に関わる出費」は7千円となっている。これらを合計すると2万9千円となり、全体の支出のうち12.3%を占める。

(表16 支出内訳)

項目	全世帯平均 (千円)	%
家賃	35.5	15.0%
ローン返済	28.0	11.8%
食費	70.2	29.7%
交通費	10.5	4.4%
光熱水道費	20.4	8.6%
通信費	13.9	5.9%
その他1	18.0	11.9%
その他2	8.1	
その他3	3.1	
介助費自己負担	8.1	3.4%
医療費自己負担	7.1	3.0%
うち薬代	1.9	
補装具自己負担	3.1	1.3%
うち補装具代	2.7	
保険給付以外1	3.5	1.9%
保険給付以外2	0.9	
保険給付以外3	0.1	
その他障害関係1	2.3	2.7%
その他障害関係2	2.6	
その他障害関係3	2.1	
住宅改造費	96.7	

(図5 支出内訳)



「その他」＝その他1~3の合計、「保険給付以外」＝保険給付以外1~3の合計、「その他障害関係」＝その他障害関係1~3の合計（住宅改造費は除く）。

#### (9) 障害をもつゆえに必要な費用

最後に、障害をもつゆえに必要な経費について、詳細をみていこう。まず、保険給付対象外に必要な費用負担の項目について、記入をしたのは21人（16.3%）であった。内訳を以下に示す。

(表17 保険給付対象外に必要な費用の内容、複数回答)

項目	度数（人）
おむつ代	7
ガーゼ代	3
その他の医療用品	4
薬（保険対象外）	2
病院（保険対象外）	4
その他	5

「その他、本人の障害に関わる支出」に記入をしたのは13人（10.1%）であった。「保険給付対象外」の記述と重なっている部分もあるが、内訳を以下に示す。

(表18 保険給付対象外に必要な費用の内容、複数回答)

項目	度数（人）
ベッドなど介護用品	4
車いす関係	2
病院（保険対象外）	2
薬（保険対象外）	2
おむつ代	1
ガーゼ代	1
その他の医療用品	1
その他（リフト修理、移送サービス利用など）	7

#### 4. 考察

##### (1) 本人所得について

障害者本人の所得について、まず、平均額が243.8万円と決して高くはないことが明らかになった。とくに、一人暮らしをしている人は公的年金に頼り、公的年金を受給できていない場合、生活保護を受給して生計を成り立たせている。単身世帯で生活保護受給世帯が多いことは、目を向けるべきだろう。

課税を受けている人が少ないことも、本人の所得の少なさを裏づけている。半数近くが障害基礎年金のみの収入であり、これが非課税であること、また収入があっても合計所得

金額が 125 万円以下であれば、住民税も課税対象外となるため、ここに該当する人が多いことが予測される。

もっとも得ている人が多い「公的年金（障害年金）」受給の状況をみると、障害別で差がみられた。知的障害者や精神障害者が 1 級の障害年金を得にくいという指摘は従来からなされているが、本調査の結果からもこれが確認できる。身体障害者は「受給なし」から「200 万円以上」までばらつきがあるが、知的障害者にかんしては「受給なし」と 2 級年金受給者が全体の 7 割を占め、精神障害者にかんしても、やはり「受給なし」と 2 級年金受給者が 7 割近くを占めることが予想される。

「公的年金（障害年金）」と他の項目との組み合わせをみていくと、「公的年金（障害年金）」を受給している人は、「手当（障害に係る）」も受給する傾向にあるが、逆に「公的年金（障害年金）」を受給していない人は「手当（障害に係る）」も受給していない。これは、年金支給にかかわる手帳の障害等級と関係があると思われる。また、「公的年金（障害年金）」を受給していない人は、「公的年金（障害年金）以外」を受給している割合が高い。60 歳またはそれ以上で障害をもった人は、「公的年金（障害年金）」ではなく、高齢者に関する年金を受給している集団であると考えられる。しかし、「公的年金（障害年金以外）」にかんしては、受給していない人の方が多数派であることを忘れてはならない。障害年金も受給せず、それ以外の公的年金も受給していない人が 48 人（37.2%）いることは心に留めておきたい。

また、栃本が指摘するように、年金受給者と非受給者で生活保護受給の割合に差がみられた（栃本 2003：206）。本調査においても「公的年金（障害年金）」を受給していない人で、「生活保護」を受給する割合が有意に高かった。また、土屋・圓山（2003）において「受給する年金額が生活費として不足する場合に、生活保護を受給して補う」という仮説を提示したが、この調査ではむしろ、年金を受給していない（できていない）層が生活保護を受給しているということが浮き彫りにされた。

また、栃本は障害者が就労していたとしても、極めて不安定であることを指摘している（栃本 2003：205・206）が、本調査においても、雇用者所得を得ており、かつ年金を得ている人が決して高い所得を得ているわけではないことが明らかになった。

## (2) 世帯所得について

世帯収入と本人収入の比較から、家族成員とともに暮らす障害者の方が、比較的安定した経済状態にあると見てよい。栃本（2003）によると、年金未受給者は家族などのサポートにより経済的に維持されているというが、この調査からもそうした状況が垣間見える。

世帯所得にかんして、「単身世帯」の所得が少ないのは明らかである。また、グループホームも単独生計を営んでいるため、所得が少ないことが予測される。また、「生殖家族」と「定位家族」との差に注目してみると、親世代が家計の中心者となる「定位家族」に比べて、障害者自身や障害者の配偶者が家計の中心者となることの多い「生殖家族」の方が、世帯収入が若干高い傾向がみられる。また、「定位家族」では他の世帯に比べて世帯所得のばらつきが大きい。これらは、親が雇用所得を得ているか、高齢で年金のみの収入である